

主張メモ(被告・吉田啓子)

争点 「原告が被告に、150万円を貸したか否か」

被告の主張 「借りていない」→払う必要はない。

原告の主張に対する被告の反論

原告の主張		被告の反論	
1	2人は中学校の同級生	→ 1	認める。
2	①被告はフラワー化粧品の販売代理店を営んでいる。 ②平成15年5月末ころ、被告の訪問販売で化粧品を2万0500円で購入した。	→ 2	①認める。 ②認める。ただ、販売したのは5月30日。代金のうち1万7500円はその日のうちに支払ってもらった。
3	①代金のうち残り3000円は6月2日までに支払う約束 ②6月2日、被告から 「 <u>150万円貸してほしい。6月10日には返すから。</u> 」 と頼まれた。 →承諾した。 ③東西銀行岡田支店で、150万円を引き出した。 ④それを被告に渡した。 ⑤被告は、原告に、「借用書」を渡した。	→ 3	①残り3000円は、5月31日に支払ってもらった。 ②否認する。 6月2日、原告には会った。しかし、お金を借りたいとは頼んでいない。 ③知らない。 ④否認する。 ⑤否認する。
4	①6月10日(返済期限の日)、被告は「今日はお金がないから、明日返す」と言って借用証を破り捨てた。 ②新しくメモ(甲1)を作って、原告に渡した。	→ 4	①否認する。 ②認める。
5	6月11日、被告はお金を返してくれなかった。その後も返してくれていない。	→ 5	そもそもお金を借りていないのだから、返す必要がない。

被告の主張～本当は何が起こっていたのか？

・5月30日	原告に、化粧品を、2万0500円で売った。(うち1万7500円は支払ってもらった)
・5月31日	残りの3000円を支払ってもらった。 そのとき、被告から原告に、粗品を提供する提案。原告:「ポーチが欲しい」。 被告はポーチを持っていなかったのので、6月2日に原告に渡すことに。
・6月2日	原告に、ポーチを渡しに行ったが、(5月30日に買った)化粧品を返品したい」という申し出。 →結局、被告は承諾して、6月10日に代金2万0500円を返すことに。
・6月10日	被告は、返す代金を用意できず、原告から言われて約束メモ(甲1)を作成して原告に手渡した。